

1. はじめに

平成12年9月の東海豪雨災害など、開発の著しい地域での浸水被害が多発している。現在、流域での対応を含む対策の必要性が、以前に増して高く認識されてきている。

平成12年12月、河川審議会中間答申「流域での対応を含む効果的な治水の在り方について」が発表された。ここでは、ダムや築堤などの通常の河川改修を引き続き着実に実施することに加え、以下のような流域対策の導入により、地域や河川の特性に応じた効果的な治水対策を推進するよう提言されている。

- ・ 輪中堤・宅地嵩上げ及び土地利用方策
- ・ 河川と下水道の連携強化
- ・ 貯留施設等による流出抑制対策
- ・ ハザードマップの作成・公表

これらは、一般的に氾濫原管理と呼ばれている対策に含まれるものであり、特に、建物の耐水化や土地利用方策は、総合治水対策などで推進の必要性が指摘されてきた。しかし、これまで、このような対策がうまく実施されてきたかという点、必ずしもそうとはいえない。氾濫原内の資産所有者にしてみれば、その資産を最大に活用したいと考えるのは当然であり、それを規制することには困難がともなう。浸水の危険性を考慮した土地利用規制のため、建築基準法の災害危険区域指定、都市計画法の市街化区域・市街化調整区域の線引きなどの制度があるものの、それらがうまく適用されている事例は少ない。

一方、アメリカでは、1960年代から積極的に氾濫原管理が進められてきた。そこで行われている氾濫原管理の基本的概念は日本と同じである。すなわち、氾濫原の無秩序な開発を抑制し、氾濫原を開発する場合には、被害を軽減するような措置を講じるということである。しかし、アメリカでは、氾濫原管理を推進するために実効性の高い巧妙な制度が作り出されており、その点が日本と大きく異なっている。例えば、氾濫原の居住者や行政機関のインセンティブを重視して、氾濫原の適正な利用を目指すような制度である。

また、近年では、浸水の危険性がある場所における将来の開発を抑制することにとどまらず、将来の被害を防止するため、既存の建物を買上げたり、移築したりするという積極的な施策を始めている。いわゆる「バイアウト」である。これは、氾濫原の安全な利用を進めるための究極の手法といえる。

この報告書では、アメリカで実施されている氾濫原管理施策の現状を紹介する。これまでも、米国の治水施策についてまとめた事例¹⁾²⁾はいくつかあるが、特に土地利用施策（氾濫原の賢明な利用の推進）を中心に、現在の米国の氾濫原管理施策を紹介した事例は少ない。また、氾濫原の家屋の買上げ、移築といった、近年力を入れて進められている施策については、日本で広く知られるようになってきているとはいえない。そこで、この報告

書では、現在、アメリカで行われている氾濫原管理につき、土地利用に関連する施策を中心として整理した。また、1993年に発生したミシシッピ川の大水害以降の変化も含め、できる限り最新の状況が紹介できるよう努めた。

この報告が、日本における氾濫原管理の将来に関する議論の契機となれば幸いである。